コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日	2022年６月29日
会社名	株式会社デンタス
会社名（英訳）	DENTAS　CO.,LTD.
本店所在地	徳島県徳島市問屋町48番地
代表者役職氏名	代表取締役社長　　河野　恭佑
問合わせ先	管理部 088-657-3115
URL	https：//www.dentas.jp/
証券コード	６１７４

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次の通りです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■１．基本的な考え方（更新）

当社は、「義歯の生産プロセス革新と市場改革を推進し、歯科技工市場の未来を切り拓く」ことを経営理念とし、歯科技工士の地位向上を図るため、歯科技工における作業環境の改善、作業工程の一部を機械化するためのシステム開発を行ってまいりました。また、2021年６月にはイオン歯ブラシの製造販売を展開するアイオニック株式会社を子会社化し、既存の歯科技工関連事業と合わせて歯科関連業界の発展に努めてまいります。

また、それらを実践することにより会社が発展し、継続的に企業価値を高めることができると考えており、その結果、地域医療に貢献し、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーへの責任に応えることができると考えております。

企業理念を実現するために当社は、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸制度を整備するとともに、経営における透明性の向上や監視機能強化の観点から、株主や投資家に対する的確な情報開示に取り組むことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。その為、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適正に反映し株主から信頼される経営を目指しております。

■２．資本構成

（１）外国人株式保有比率　　10％未満

（２）大株主の状況（更新）

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
河野　恭佑	158,266	29.97
ヴァイタルプラス株式会社	47,222	8.94
村口　和孝	24,393	4.61
有田　道生	23,498	4.44
日本テクノロジーベンチャーパートナーズＥ１号有限責任事業組合	21,954	4.15
柳下技研株式会社	20,000	3.78
株式会社ギコウ	19,200	3.63
三上　智彦	17,000	3.21
株式会社メインティース	15,039	2.84
株式会社シケン	13,930	2.63

（注）　１．2022年３月31日現在のものです。
２．2020年３月に発行したA種種類株式が含まれております。
３．A種種類株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。

（3）支配株主の有無(親会社を除く)　なし
（4）親会社の有無　なし

■3．企業属性

（1）上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO　Market
（2）決算期	3 月
（3）業種	製造業
（4）直前事業年度末における（連結）従業員数	100 人未満
（5）直前事業年度末における（連結）売上高	100 億円未満
（6）直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

■4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主等との取引については、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議のうえ決定し、会社及び少数株主を害することのないよう適切に対応しております。

■5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制 の状況

■１．機関構成・組織運営等に係る事項

（１）組織形態　監査役設置会社

（２）取締役関係

① 定款上の取締役の員数　10 名以内

② 定款上の取締役の任期　2年

③ 取締役会の議長　社長

④ 取締役の人数　５名

⑤ 社外取締役の選任状況　選任している

イ．社外取締役の人数　１名

ロ．社外取締役のうち独立役員に指定されている人数　０名

ハ．会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村口 和孝	他の会社の出身者											○

※１ 会社との関係についての選択項目

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

ニ．会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
村口 和孝		―	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与頂いているものと考えております。同氏は、当社株式を一部保有しているほか、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無　なし

（３）監査役関係

① 監査役会の設置の有無　設置していない

② 定款上の監査役の員数　３名以内

③ 監査役の人数　２名

④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、監査法人ハイビスカスとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関して日常的に協議・連携の機会を設けております。

また、内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。

⑤ 社外監査役の選任状況　選任している

イ．社外監査役の人数　１名

ロ．社外監査役のうち独立役員に指定されている人数　　０名

ハ．会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
工藤 誠介	公認会計士													○

※１ 会社との関係についての選択項目

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g 及びh のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

ニ．会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
工藤 誠介		―	公認会計士として長年企業監査を行ってきた経験と、当社創業から監査役、取締役であった経験から当社の歴史にも詳しく、当社にとって貴重な提言を頂いているものと考えております。同氏は、当社株式を一部保有しているほか、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

（４）独立役員関係

① 独立役員の人数　　０名
② その他独立役員に関する事項　　該当事項はありません。

（５）インセンティブ関係

①現時点では取締役へのストック・オプションの付与は実施しておりません。
②ストック・オプションの付与対象者：なし

（６）取締役報酬関係

①（個別の取締役報酬の）開示状況：個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明（更新）
2022年３月期における当社の取締役報酬は以下の通りです。

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	9,600	9,600	―	―	―	1
監査役（社外監査役を除く）	1,200	1,200	―	―	―	1
社外役員	600	600	―	―	―	1

②報酬額又はその算定方法の決定方針の有無：あり
役員の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額（200,000千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定することができるとされています。

（7）社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外取締役及び社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

■２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の健全性及び透明性を高めるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

（1）取締役会

取締役会は取締役５名（うち社外取締役 １名）で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ、運営されております。原則として毎月 1 回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

（2）監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役２名（うち社外監査役１名）が選任されております。監査役は取締役会やその他営業会議等に出席し、取締役とは独立して取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

（3）内部監査

当社は、内部監査担当者１名（内部監査室）が、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に対する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

（4）会計監査

当社は、会社法第２条第６項で定義される大会社ではなく、かつ、同法第326条第２項に基づく会計監査人を設置しておりませんが、監査法人ハイビスカスにより金融商品取引法に準じた監査を受けております。

当社の監査業務を執行した公認会計士は堀俊介氏、北村ルミ子氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士１名、その他２名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

■３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社の決算月は３月であり、定時株主総会の開催日は集中すると考えられるため、迅速に開催日を決定し、ご案内することにいたします。

■２．ＩＲに関する活動状況

（１）ＩＲ資料のホームページ掲載：当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報の他、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。

（２）ＩＲに関する部署（担当者）の設置：管理部にて対応してまいります。

■３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

当社は経営方針として「ステークホルダー資本主義」と定め、株主の皆様をはじめ、従業員、顧客・取引先・地域社会との相互関係に支えられ当社が存続していることを強く認識し、生み出した付加価値についても全体最適の観点から配分することを経営において実践することに努めてまいります。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

■１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（１）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「義歯の生産プロセス革新と市場改革を推進し、歯科技工市場の未来を切り拓く」ことを経営理念とし、これを具現化するための経営指針、行動指針を定め、役職員全員で共有し、実践します。

② 取締役及び従業員が、法令・定款の遵守を徹底するため、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施します。

③ 当社の役員・従業員は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、管理部長に報告するものとします。管理部長は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役との協議の上必要と認める場合、適切な対策を決定します。

④ 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、これを直轄します。内部監査担当者は、代表取締役の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行います。

⑤ 当社の役員・従業員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規程等に従い、文書または電磁的方法により記録を作成し、適切に保存管理（廃棄を含む）を行います。

② 取締役の職務の執行情報に関して、監査役が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供します。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を毎月１回定時開催するほか、必要に応じて随時開催します。そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施します。

② 職務権限規程、職務分掌規程において、取締役・従業員の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁に関わる規程を適宜見直し、適正かつ効率的な体制を確保します。

③ 内部監査を担当する部門を「内部監査室」とし、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時代表取締役への報告を行います。

④ 各種専門家等の第三者の関与を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図ります。

（４）取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けます。また、取締役及び従業員は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行います。

・当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況
・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
・当社が保有する個人情報の管理状況
・その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

（５）その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

① 監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行状況に関する文書を閲覧し、取締役又は従業員から説明を求めることができます。

② 監査役は、監査の実施にあたり、内部監査主管部署である内部監査室や監査法人と意見交換を行い、連携を図ります。

■２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（１）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には断固として応じず、取引その他の関係を一切持ちません。また、警察等関係機関や弁護士との情報交換を密にし、連携して対応致します。

（２）反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況としましては、「反社会勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定することにより反社会的勢力への対応ルールを明確化し、迅速にかつ適正に対応できるように整備しております。

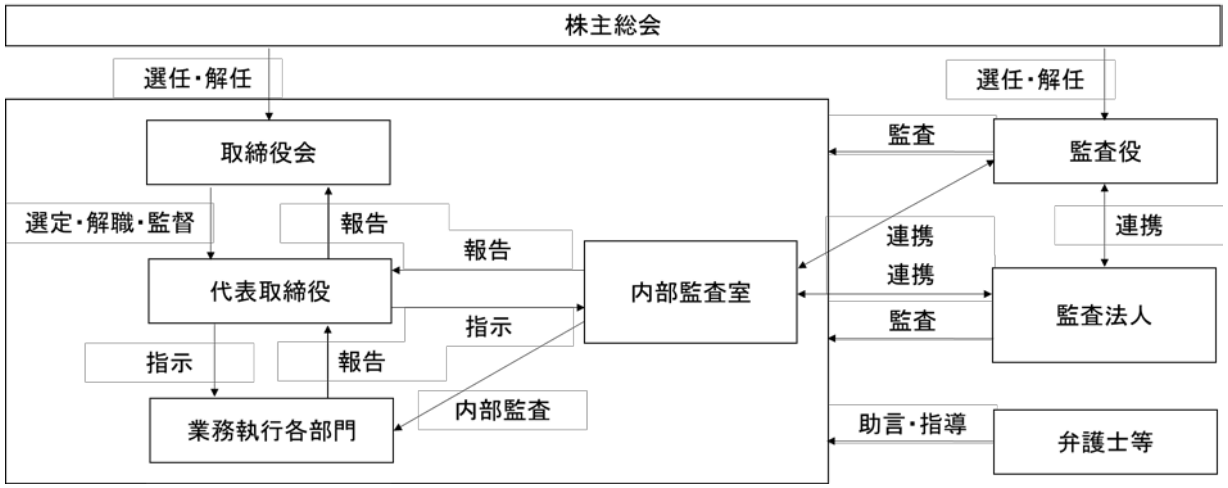
Ⅴ．その他

■１．買収防衛策の導入の有無　　なし

■２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（１）模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次の通りです。



（２）適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは次の通りです。

